

FC西那須21アストロ規約

第1条【趣 旨】

地域のサッカーが好きな少年・少女に『心技体』の三つを重点目標に指導体制をとり、21世紀に役立つ思いやりのある成人となるように少年・少女の健全な育成と人間形成を援助する事を目的とする。

又、保護者間の連絡と交流の場として地域社会に貢献できる組織を目指す。

第2条【名 称】

FC西那須21アストロ

第3条【入団資格】

- (1) 県北に在住する選手、アストロの趣旨に賛同する選手
- (2) 練習・試合会場に通える児童で保護者の承認を得られた選手
- (3) 規約に賛同し保護者の承認を得た選手
- (4) 入団申込書・保険加入・事故に関する承諾書を提出した選手

第4条【北那須地区資格】

- (1) 地区在住で週3回参加できる選手、又他で登録されていない選手
- (2) 地区在住の低学年の選手は原則として保護者の送迎を基本とする
- (3) 第3条を提出し代表が承認した選手

第5条【保護者監督責任】

- (1) 選手の成長にあった家庭でのアドバイス
- (2) 試合でのアドバイスは応援の範囲内とする
- (3) 家庭での会話に、サッカーの話しを率先して行う
- (4) 非行防止に勤め、何か日々の生活に変化のある場合は連絡する
- (5) イベントなどに参加して他選手とのふれあいを大切にする

第6条【活 動】

- (1) 栃木県少年連盟・北那須少年連盟・東小への協力と参加
- (2) 各種大会（市・郡・県・招待大会）への参加
- (3) 各、学体連の陸上・水泳・マラソン大会・サッカー・その他の大会の協力
- (4) お楽しみ会（親子サッカー・初蹴り・合宿）の開催
- (5) その他のイベント

第7条【保護者会】

- (1) 選手の保護者・趣旨に賛同する地域住民にて組織する
- (2) 保護者会議を開催の場合は代表・事務局に連絡をする
- (3) 試合などの応援は自由参加として強制はしない

第8条【役員】

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 代表1名 | 団を総掲する |
| (2) ヘッドコーチ3名 | 副代表・チームの総掲・遠征の総掲 |
| (3) 大会監督若干名 | 各種大会の監督・育成責任者・帰宅の連絡 |
| (4) 審判委員長 | スタッフの審判育成と向上に努める |
| (5) 事務局3名 | 内1名は東小の職員とする |
| (6) 本会計1名 | 年度末の総会時に決算・予算書の作成 |
| (7) 遠征会計・庶務 | 遠征などに参加してくれるスタッフ依頼 |
| (8) 緊急連絡 | 代表・事務局より一斉メールにて配信 |

第9条【スタッフ】

- (1) 指導者は代表が委嘱する。
- (2) 財団法人日本サッカー協会のライセンスを持つ者・同等の者
 - ①JFA 公認ライセンス・日本体育協会公認指導員
 - ②JFA 公認審判・フットサル審判ライセンス保持者
 - ③JFA 公認キッズライセンス U-6・U-7・U-8
 - ④栃木県スポーツ少年団公認指導員保持者
- (3) 上記ライセンスのない者は見習いとして参加させるが年度内に習得する
※スタッフ全員が JFA の共通の考えを理解して育成に努める

第10条【役員任期】

- (1) 指導者の任期は2年とするが、再任は妨げない
- (2) 指導者は総会で決定し代表が委嘱する
- (3) 指導者だからと言って参加に対し無理はしない。家庭第一
※スタッフ解任

指導者としてあるまじき行為が発覚した場合、代表は本人を解任できる
飲酒運転・刑事事件・選手への暴言暴力・自己判断的な勝手な行動
上記の場合はスタッフ会議にて図り代表が解任する。

第11条【会議】

- | | |
|------------|--|
| (1) 総会 | 年度末に決算・予算・行事参加などを審議する
参加者は スタッフ・保護者 6年～1年 |
| (2) 役員会議 | 第8条【役員】の選出者にて運営について協議する |
| (3) スタッフ会議 | 次の月の参加指導者確育成問題・その他案件 |
| (4) 保護者会 | 代表が招集して行事の遂行の計画・お楽しみ会 |
| (5) その他の会議 | 代表が必要とした時、招集して会議をもつ |

第12条【会費】

振込み4ヶ月ごと（4月Ⅰ期・8月Ⅱ期・12月Ⅲ期）

4～6年生

- | | | |
|---------|--------|----------|
| (1) 入会金 | ¥3,000 | |
| (2) 登録料 | ¥600 | 関東・県・北那須 |

(3) 備品補助金	¥2,000	練習備品購入代	
(4) 保険代	¥800	スポーツ安全保険	
(5) ライセンス補助金	¥4,000	指導者補助	
(6) 月謝	¥3,500	4ヶ月ごと振込み	計¥14,000

3年生

※兄弟の場合 2人目は登録料と保険料を除き半額

(1) 入会金	¥3,000		
(2) 登録料	¥600	関東・県・北那須	
(3) 備品補助金	¥2,000	練習備品購入代	
(4) 保険代	¥800	スポーツ安全保険	
(5) ライセンス補助金	¥4,000	指導者補助	
(6) 月謝	¥2,500	4ヶ月ごと滞込み	計¥10,000

2年生以下

※兄弟の場合 2人目は登録料と保険料を除き半額

(1) 入会金	¥3,000		
(2) 登録料	¥600	関東・県・北那須	
(3) 備品補助金	¥2,000	練習備品購入代	
(4) 保険代	¥800	スポーツ安全保険	
(5) ライセンス補助金	¥4,000	指導者補助	
(6) 月謝	¥2,000	4ヶ月ごと振込み	計¥8,000

第13条【別途徴収金】

- (1) 毎年1回 登録料・保険料・備品補助金・ライセンス補助金
- (2) イベント・遠征バス代は参加者にて配分して徴収

第14条【特別会計】

30年現在スポンサーはなし

スポンサーより特別支援金は下記に充てる

- (1) ユニホーム購入
- (2) バス修理代
- (3) 選手備品購入補助金（練習着・バック）
- (4) 指導者消耗品補助（移動着・他）
- (5) イベント補助として

第15条【保険摘要】

- (1) 選手が試合中・練習中の事故に限り摘要する
- (2) 保障はスポーツ安全保険範囲内を限度とする。保険会社対応

第16条【選手輸送】

- (1) 原則として地区内は現地集合・現地解散とするが、練習もある
- (2) 地区外はチームのバスを使用する
- (3) 保護者の車での遠征移動の場合は同乗者保険に加入している車

- (4) 万が一事故のあった場合はその保険の範囲内とする
- (5) 事故の場合、チームは責任を負わないものとする

第17条【練習】

- (1) 事務局が作成した毎月の予定表に従う
- (2) 予定変更時、「らくらく連絡網」にて連絡
- (3) 飲料水は各自持参 熱中症に注意
- (4) 体調が悪い場合は練習を休む
- (5) 送迎は原則、保護者がすること

第18条【練習日】

- (1) 低学年は火・金・土・日
- (2) 高学年は火・金・土・日
- (3) 練習時間 低学年 2時間 園児～3年
高学年 3時間 4年～6年
- (4) 大会が近い場合は月・木に練習する場合もある

第19条【慶弔規定】

- (1) 選手・指導者・保護者に事故があった場合見舞金をだす
- (2) その他の慶弔は役員・スタッフの協議の上判断する

第20条【学体連】

- (1) 学体連の大会参加協力をする。コーチ・審判・バスを手配する
- (2) 在籍する選手の保護者は担当教員に協力する

第21条【退会者】

- (1) 退会するものは退部届を事務局に提出し退会する
- (2) その場合、納入してある会費の返還はしないものとする
- (3) 但し、選手が移籍する場合は速やかに手続きをする

第22条【除名】

- (1) 会費未納者（代表・事務局に無断で半年以上未納な者）※選手も退部させる
- (2) アストロ指導者を非難・中傷したものは除名処分とする
- (3) アストロを中傷し名誉を傷つけ多大な損害を与えた者。
- (4) 保護者会を中傷・他保護者同士の中傷など。
- (5) その他の事項はスタッフ会にて協議して決定する。
- (6) 理由もなく無断欠席者・学校生活・勉強などに支障のある選手

第23条【規律委員会】

- (1) 代表・副代表・事務局・ヘッドコーチ・保護者役員で組織し、第22条【除名】にあたる事実確認を協議して裁決する。※会議の席には当事者を呼ぶ事もできる

第24条【その他】

- (1) 上記規約にない事項は代表が判断しスタッフ会議で審議し遂行する

第25条【スポンサー】

- (1) 当該年度に代表とアストロの趣旨・規約に賛同した会社・住民と契約を交わし支援を受ける
- (2) 支援金はアストロの特別会計として本会計とは別に決算する
- (3) 支援金の使用は代表が提案してスタッフ会に提案する

規約規定

平成10年6月27日・臨時総会にて規約を規定し実施する

平成13年3月総会にて一部改正

平成14年3月総会にて一部改正

平成17年3月総会にて一部改正

平成26年3月総会にて一部改正

平成27年3月総会にて一部改正

令和4年3月役員会にて一部改正

Jr ユース廃止に伴い

保護者役割軽減に付

登録料、保険料の変更に伴い